

「子ども・子育て支援新制度」



従来の制度で保育所を利用する場合は、その児童が保育に欠ける状態であることを市町村が確認して一律に保育を実施していましたが、新制度では保護者の就労状況等による保育の必要性に応じた支給認定を受け、支給認定に応じた形で保育所等を利用します。

① 支給認定の種類

- 1号認定 満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する子どもが対象。利用できる施設は認定こども園、幼稚園（注）
- 2号認定 満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子どもが対象。利用できる施設は保育所、認定こども園
- 3号認定 満3歳未満で保護者の就労

や疾病等による保育を必要とする子どもが対象。利用できる施設は保育所、認定こども園、事業所内保育事業等

（注）ここでいう幼稚園は、新制度に移行した園です。旧制度のまま継続している園もあります（鞍手幼稚園も旧制度を継続しています）。

② 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」は主にフルタイム就労を対象としており、1日に保育所を利用できる時間が最大で11時間、「保育短時間」は主にパートタイム就労を対象としており、1日最大8時間の利用となっています。

③ 子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額

支給認定区分、保育の必要量、子どもの年齢により利用者負担額を細分化し、保護者世帯の市町村民税の所得割の金額によって、利用者負担額を定めたものが左の表です。

地域子ども・子育て支援事業について

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタート。ここでは、その一部を紹介します。

① 病児・病後児保育事業

子どもが病中や病気の回復期にあつて、保育所等での集団保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できない時に、鞍手乳児院に付設された病児・病後児保育室において保育及び看護を行います。事業を利用する場合は事前に登録し、病気等で実際に利用されるときに、入院の必要がないことを示す医師の診断書を持って申し込みを行う必要があります。

- 対象児童 生後4か月から小学6年生まで
- 利用時間 午前7時から午後6時まで
- 利用料金 1回二千円（町民税非課税世帯は半額。食事代・診断書代は別途必要）
- 登録・申込先 鞍手乳児院 ☎（080）85688局6684番まで

② 子育て短期支援事業

保護者の疾病、育児疲れなどの身体上・精神上の事由及び冠婚葬祭、出張などの社会的事由によって、家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、一定期間養育・保護を行います。

- 対象児童 生後4か月から小学6年生まで

平成 27 年度 鞍手町 子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額一覧表

(1) 保育所等 (2号・3号認定) 利用者負担額

(単位：円)

階層区分	定義		月額利用者負担額						
			3歳未満		3歳		4歳以上		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	
第2	当該年度(※1)の市町村民税非課税世帯(※2)	ひとり親世帯等(※3)	0	0	0	0	0	0	
		上記以外	1人目	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第3	48,600円未満	ひとり親世帯等(※3)	1人目	16,500	16,300	13,800	13,600	13,800	13,600
			2人目	8,250	8,150	6,900	6,800	6,900	6,800
		上記以外	1人目	17,500	17,300	14,800	14,600	14,800	14,600
			2人目	8,750	8,650	7,400	7,300	7,400	7,300
第4	48,600円以上 97,000円未満	1人目	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900	
		2人目	13,500	13,300	12,150	11,950	12,150	11,950	
第5	97,000円以上 169,000円未満	1人目	40,000	39,500	37,300	36,800	32,700	32,100	
		2人目	20,000	19,750	18,650	18,400	16,350	16,050	
第6	169,000円以上 301,000円未満	1人目	54,900	54,000	38,200	37,600	32,700	32,100	
		2人目	27,450	27,000	19,100	18,800	16,350	16,050	
第7	301,000円以上 397,000円未満	1人目	72,000	70,900	38,200	37,600	32,700	32,100	
		2人目	36,000	35,450	19,100	18,800	16,350	16,050	
第8	397,000円以上	1人目	93,600	92,100	38,200	37,600	32,700	32,100	
		2人目	46,800	46,050	19,100	18,800	16,350	16,050	

(2) 新制度へ移行した幼稚園等 (1号認定) 利用者負担額

(単位：円)

階層区分	定義		月額利用者負担額	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	
第2	当該年度(※1)の市町村民税所得割非課税世帯(※4)	ひとり親世帯等(※3)	0	
		上記以外	1人目 2,790 2人目 1,395	
第3	当該年度(※1)の市町村民税課税世帯であって、その所得割額(※5)が右の区分に該当するもの	77,100円以下	ひとり親世帯等(※3)	1人目 13,490 2人目 6,745
			上記以外	1人目 14,490 2人目 7,245
		77,101円以上 211,200円以下	1人目 18,450 2人目 9,225	
			211,201円以上	1人目 23,130 2人目 11,565

- 利用期間 最大7日間
- 利用料金 1日あたり▽2歳未満〓五千三百五十円(千円)▽2歳以上〓二千七百五十円(千円) ※かつこ内は、町民税非課税世帯の場合
- 登録・申込先 役場福祉人権課児童人権係

◎上記(2)の利用者負担額は、新制度へ移行した幼稚園が対象です(鞍手幼稚園は該当しません)。

◎新制度へ移行した私立幼稚園は、鞍手町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けることができません。

※1：表中における当該年度とは、4月から8月は前年度を、9月から翌年3月までは現年度を指します

※2：市町村民税非課税世帯とは、市町村民税の均等割・所得割共に非課税の世帯をいいます ※3：ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます ※4：市町村民税所得割非課税世帯とは、市町村民税所得割非課税(均等割課税含む)の世帯をいいます ※5：所得割額とは、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除(調整公助を除く)を控除する前の金額です

問い合わせ 鞍手町役場福祉人権課児童人権係